平成２３年（フ）第６６９号
千葉県松戸市殿平賀84番地　第５みどりハイツ201号
債務者　室伏真喜子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７７号
兵庫県西宮市江上町７番６号　長﨑ビル４階
債務者　長﨑　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０８号
仙台市太白区西多賀４丁目５番25号、申立時の住所仙台市青葉区中江１丁目24番12号
債務者　野木　康男
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
仙台市泉区寺岡１丁目14番地の23
債務者　菊谷みちよ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
宮城県多賀城市八幡３丁目４番30―1303号
債務者　細越　嘉毅
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
岐阜県各務原市川島緑町１丁目15番地　Wパークプレイス305
債務者　仮屋　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６２号
岐阜市六条江東１丁目12番18号
債務者　ＳＡＢＯＳＨ（サボッシュ）こと　小川　正則
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６４号
岐阜県郡上市八幡町野々倉1783番地
債務者　長尾　美隆
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６７号
岐阜県羽島郡岐南町徳田２丁目15番地の１
債務者　棚橋　美幸
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６８号
岐阜市平和通２丁目15番地１　タウニィ藤田２Ｆ７号室、申立時の住所岐阜市須賀２丁目２番２号　メゾンドデュオⅠ102号室
債務者　田中　祐二
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
三重県伊賀市西高倉3197番地の７
債務者　辻井　沙紀
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１３８号
滋賀県彦根市原町850番地187
債務者　木村　和英
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１０４６号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11　夢野団地１―407号
債務者　村上　一美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１８号
神戸市垂水区福田４丁目２番22―404号
債務者　品川　雅代
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２号
兵庫県尼崎市立花町２丁目15番30号サンハイツ立花103号、前住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目５番22号ビ・プレイス立花201号
債務者　勇島　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７号
鳥取県倉吉市西福守町804番地　福守第一団地２―101号
債務者　角田　　廣
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６８号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊1591番地１　みなと団地１－１号
債務者　山口　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部